

高砂市労働者福祉対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、相互扶助の精神に基づき、高砂市内の全労働者の福祉と文化的生活の向上を図るため、高砂市労働者福祉協議会が実施する事業に要する費用について補助を行い、もって社会的地位の確保を促進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 市長は、高砂市労働者福祉協議会に対し、次に掲げる事業を行う場合について、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

- (1) 労働者福祉に関する調査研究を総合的に推進することに関する事業
- (2) 労働者およびその家族の労働文化、体育ならびに余暇活動の普及に関する事業
- (3) その他この協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）（以下「補助金交付規則」という。）第2条第1項の規定に関わらず市長が認めた額とすることができる。

(補助金の申請等の手続)

第4条 補助金の申請等の手続については、補助金交付規則の定めるところによる。

(規則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。